証券コード:4691 2021年6月10日

株 主 各 位

名古屋市千種区内山三丁目23番5号

# ワシントンホテル株式会社 取締役社長 内 田 和 男

# 第60回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第60回定時株主総会を後記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。 なお、新型コロナウイルス感染防止の観点から、当日のご出席はお控えいただくことをご検討 くださいますようお願い申し上げます。

本株主総会につきましては、インターネット又は書面により事前に議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいまして、以下のご案内に従い、2021年6月24日(木曜日)午後6時30分までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

#### [インターネットによる議決権行使の場合]

インターネットにより議決権を行使される場合には、5頁をご高覧のうえで、2021年6月24日(木曜日)午後6時30分までに行使してください。

# 〔郵送(書面)による議決権行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2021年6月24日(木曜日)午後6時30分までに到着するようご返送ください。

敬具

- **1. 日 時** 2021年6月25日(金曜日)午前10時(受付開始:午前9時30分)
- 2. 場 所 名古屋市東区葵三丁目16番16号 ホテル メルパルクNAGOYA (開催場所が昨年と異なりますので、末尾記載の株主総会会場ご案内図を ご参照いただき、お間違いのないようご注意願います。)
- 3. 目的事項

# 報告事項

- 1. 第60期 (2020年4月1日から2021年3月31日まで) 事業報告及び 連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書 類監査結果報告の件
- 2. 第60期 (2020年4月1日から2021年3月31日まで) 計算書類の内容報告の件

#### 決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) 7名選任の件

以上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表、並びに計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(https://www.washingtonhotel.co.jp/) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、会計監査人及び監査等委員会が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知に記載の各書類のほか、当社ウェブサイトに掲載しております連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表、並びに計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表となります。
- ◎ なお、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合には、 インターネット上の当社ウェブサイト(https://www.washingtonhotel.co.jp/)に修正 後の事項を掲載させていただきます。

# <株主様へのお願い>

- ・ 議決権行使書による議決権行使は、ご返送いただく過程や集計作業に伴い感染リスクが生じます。そこで、事前に議決権を行使いただくに際しましては、できるだけ、インターネットにより議決権行使をいただきたくお願い申し上げます。
- ・ 会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。ご来場の株主様は、 マスクの持参・着用をお願い申し上げます。
- ・ 株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。
- ・ 本総会においては、新型コロナウイルス感染防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項(監査報告を含みます)及び議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集通知にお目通しいただきますようお願い申し上げます。

# 議決権行使 についてのご案内

後記の株主総会参考書類をご検討いただき、新型コロナウイルス感染防止の観点から、できる限りイン ターネットまたは書面により、事前に議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

# 事前にご行使いただける場合(※ご推奨)

「スマート行使」によるご行使

行使期限

2021年6月24日(木曜日) 午後6時30分行使分まで



同封の議決権行使書用紙の右下 「スマートフォン用議決権行使ウェブ サイトログインQRコード」をスマートフォ ンかタブレット端末で読み取ります。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

● パソコン等によるご行使 ●

行使期限

2021年6月24日(木曜日) 午後6時30分行使分まで

議決権行使ウェブサイト https://www.web54.net

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙 に記載の議決権行使コード及びパスワード をご利用のうえ、画面の案内に従って 議案に対する替否をご登録ください。 詳細につきましては次頁をご覧ください。 ● 書面による議決権行使 ●

行使期限

2021年6月24日(木曜日) 午後6時30分到着分まで



同封の議決権行使書用紙に議案に 対する賛否をご表示いただき、行使 期限までに当社株主名簿管理人に 到着するようご返送ください。

# 当日ご出席いただく場合

● 株主総会へ出席 ●





2021年6月25日(金曜日) 午前10時

同封の議決権行使書用紙をご持参 いただき、会場受付にご提出ください。

#### 重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 書面とインターネット(「スマート行使」を含む。)により二重に議決権を行使された場合は、インターネット(「スマート行使」を含む。)による ものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット(「スマート行使」を含む。)により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱 わせていただきます。

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人

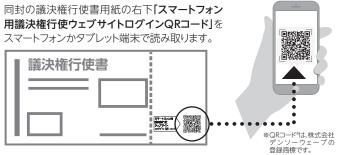
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

その他のご照会

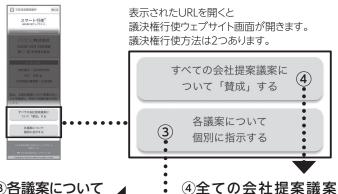
**0120-782-031** (平日9:00~17:00)

# ● 「スマート行使」によるご行使 ●

# ①スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする



#### ②議決権行使ウェブサイトを開く



# ③各議案について 個別に指示する



管否をご入力くださ 一度議決権を同力の議決権

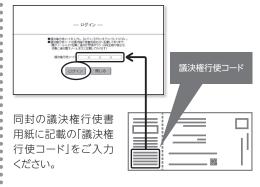
ー度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、 同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく 必要があります(パンコンから、議決権行使ウェブサイト https://www.web54.net へ 直接アクセスして行使いただくことも可能です)。

# ● パソコン等によるご行使 ●

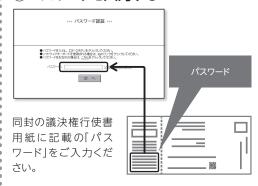
#### (1)議決権行使ウェブサイトヘアクセスする



# ②ログインする



# ③パスワードを入力する



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

- ※議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。
- ※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

# 株主総会参考書類

# 議案及び参考事項

# 第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

事業の幅を広げるため旅行業登録を行うにあたり、手続きに必要な目的に変更するものであります。

# 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

	現行定款	変 更 案
(目的)		(目的)
第2条	(条文省略)	第2条 (現行どおり)
		(略)
(8) 旅行乾	<u>旅業</u>	(8) 旅行業法に基づく旅行業
		(略)

# 第2号議案 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 7名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)全員(7名)は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名の選任をお願いするものであります。

なお、監査等委員会は、各候補者に関して検討したうえで、当社の取締役として適任で あると判断しております。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名(生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 所有する株式						
1	うちだかずお 内田和男 (1950年2月10日) (再任)	1968年 3 月 当社入社 1989年 9 月 当社鳥取ワシントンホテル総支配人 2001年 2 月 当社総務人事部部長 2001年 6 月 当社常務取締役兼総務人事部部長 2003年 6 月 当社財務取締役兼総務人事部部長 2005年 6 月 当社財務取締役兼 R & B事業部事業部長 2006年 6 月 当社常務取締役兼 R & B事業部事業部長 2008年 6 月 当社専務取締役兼 R & B事業部事業部長 2009年 6 月 当社代表取締役社長兼ワシントンホテルプラザ事業部事業部長 2014年 6 月 当社代表取締役社長社長執行役員(現任)	87,613株					
	(取締役候補者とし)	た理由)						
	内田和男氏は、事	業所及び本社部門の責任者を歴任し、2009年からは当社の代表取締役社長、						
	2014年からは社長執	<b>丸行役員を兼務しております。経営における豊富な経験及び見識が、引</b>	き続き当社					
	の経営に活かされる:	ものと判断し、取締役候補者といたしました。						

候補者番号	氏 名(生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数						
2	はせがわ ふとし 長谷川 太 (1961年9月27日) (再任)	1987年11月当社入社2002年12月当社企画開発部東京開発事務所所長2006年10月当社奈良ワシントンホテルプラザ総支配人2011年3月当社事業改革部部長2014年6月当社取締役執行役員兼事業開発部部長2020年6月当社取締役常務執行役員兼ワシントンホテルプラザ事業部事業部長(現任)	38,802株						
	(取締役候補者とした理由) 長谷川太氏は、事業所及び本社部門の責任者を歴任し、2020年からは当社の取締役常務執行務めております。開発、営業における豊富な経験及び見識が、引き続き当社の経営に活かされる判断し、取締役候補者といたしました。								
3	みさわ ざとし 三 沢 聡 (1963年1月9日) (再任)	1983年 3 月 当社入社 2005年 9 月 当社鳥取ワシントンホテルプラザ総支配人 2012年 4 月 当社ワシントンホテルプラザ事業部本部部長 2015年 6 月 当社取締役執行役員兼ワシントンホテルプラザ事業部本部部長 2018年 1 月 当社取締役執行役員兼ワシントンホテルプラザ事業部副事業部長 2020年 6 月 当社取締役執行役員兼事業開発部部長(現任)	21,497株						
	(取締役候補者とした理由) 三沢聡氏は、事業所及び本社部門の責任者を歴任し、2015年からは当社の取締役執行役員を務めております。営業全般における豊富な経験及び見識が、引き続き当社の経営に活かされるものと判断し、取締役候補者といたしました。								
4	まり りょういち 森 良 一 (1957年7月1日) (再任)	1986年11月 当社入社 2011年3月 当社総合事務センター室長 2016年6月 当社執行役員兼経理財務部部長 2017年6月 当社取締役執行役員兼経理財務部部長(現任)	14,841株						
4	(取締役候補者とした理由) 森良一氏は、経理・財務部門の責任者を歴任し、2016年からは当社の執行役員、2017年からは取締役を兼務しております。経理・財務部門における豊富な経験及び見識が、引き続き当社の経営に活かされるものと判断し、取締役候補者といたしました。								

候補者番 号	氏 名(生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数				
5	いどがわ まなぶ 井戸川 学 (1968年2月2日) (再任)	1990年 3 月当社入社2010年 3 月当社名古屋錦ワシントンホテルプラザ総支配人2011年 6 月当社総務人事部部長2015年 6 月当社執行役員兼総務人事部部長2020年 6 月当社取締役執行役員兼総務人事部部長2021年 2 月当社取締役執行役員兼新大阪ワシントンホテルプラザ総支配人(現任)	17,238株				
	(取締役候補者とした理由) 井戸川学氏は、事業所及び総務人事部門の責任者を歴任し、2015年からは当社の執行役員 年からは取締役を兼務しております。営業、管理における豊富な経験及び見識が、引き続き当 に活かされるものと判断し、取締役候補者といたしました。						
6	たなか りょうすけ 田 中 良 佐 (1969年10月21日) (再任)	1992年 4 月 当社入社 2007年 6 月 当社 R & B 事業部スーパーバイザー 2009年 7 月 当社 R & B 事業部室長 2013年 6 月 当社 R & B ホテル事業部事業部長 2016年 6 月 当社執行役員兼 R & B ホテル事業部事業部長 2020年 6 月 当社取締役執行役員兼 R & B ホテル事業部事業部長 (現任)	13,222株				
	締役を兼務しており	た理由) 業統括部門の責任者を歴任し、2016年からは当社の執行役員、2020年ます。営業部門における豊富な経験及び見識が、引き続き当社の経営に 没候補者といたしました。					

候補者番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数					
7	ぉ が た まさひこ 小 県 昌 彦 (1955年4月28日) (再任)	1980年 4 月 興和株式会社入社 2010年11月 同社生活関連事業部名古屋営業部長 2013年 6 月 同社生活関連事業部管理本部長 2015年 6 月 興和紡株式会社執行役員総務部長 2017年 6 月 興和株式会社執行役員関連事業統轄部(現国内統轄部) 2018年 5 月 株式会社丸栄取締役 2019年 5 月 株式会社丸栄代表取締役社長(現任) 2019年 6 月 興和紡株式会社社外監査役(現任) 当社社外取締役(現任) 「重要な兼職の状況」 株式会社丸栄代表取締役社長 興和紡株式会社社外監査役	0株					
		締役候補者とした理由及び期待される役割の概要)						
	3 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	:、事業法人の経営者としての豊富な経験及び見識を有しており、それらを当社の経営に						
	· <del>-</del>	のと判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。今後も当社の経営全般						
	に対し、適切な監督	や有益な助言を行うことにより、コーポレート・ガバナンスの一層の強	化に貢献い					
	ただくことを期待して	ております。						

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、いずれも特別の利害関係はありません。
  - 2. 上記所有株式数には、ワシントンホテル役員持株会名義における持分を含めた実質持株数を記載しております。(1株未満を切り捨てて記載しております。)
  - 3. 小県昌彦氏は、社外取締役候補者であります。
  - 4. 小県昌彦氏が当社の社外取締役に就任してからの年数は本総会の終結の時をもって2年となります。
  - 5. 社外取締役候補者である小県昌彦氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、当社との間で同法 第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、本総会において選任された場合、 当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定 める額としております。
  - 6. 当社は、取締役全員を対象として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金及び争訴費用等の損害を補填することとしております。各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には、同内容で更新を予定しております。

以上

# (添付書類)

# 事業報告

(2020年4月1日から) (2021年3月31日まで)

# 1. 企業集団の現況に関する事項

# (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、長引く新型コロナウイルス感染症拡大の影響により 休業や外出自粛が要請されたことで、個人消費は大きく落ち込み経済活動は停滞しました。政 府は感染拡大の防止策を講じつつ経済活動のレベル引き上げを試みておりますが、新規感染者 数の推移は増減を繰り返し、先行きは不透明な状況が続きました。

ホテル業界におきましても、昨年4月に発出された緊急事態宣言等の影響により、期初から 需要が急速に減少しました。その後初夏から秋口にかけては、新規感染者数の減少と政府及び 自治体による観光需要喚起策等の効果もあり一時的に回復基調となりましたが、年末年始にか けての感染再拡大により需要は再び減少しました。

このような環境下、当社グループでは従業員のマスク等の着用及び体温確認、お客様の検温、料理提供方法の変更、飛沫防止パネルの設置等感染予防策と並行し、業績の早期回復に向けて次の各施策に取り組んでまいりました。

店舗戦略においては、昨年11月に「R&Bホテル名古屋駅前」237室を開業したほか、「博多中洲ワシントンホテルプラザ」及び「R&Bホテル東日本橋」のロビーや客室のリニューアル工事を本年3月に完了させ、商品力の強化を行いました。

販売面においては、昨年4月に公式予約サイト「宿泊ネット」のポイント還元率を5%から7%に引き上げ、ホテル業界初となるPayPayギフトカードとのポイント交換を可能とし、ポイントプログラムの魅力向上を行いました。また、これまで個人客に重きを置くことで抑制してきたインハウスエージェント(企業や団体が自らの組織内に設立した旅行会社)や国内旅行会社へのセールスを強化し販路の拡大に努めたほか、各自治体が企画したキャンペーンにも積極的に参画いたしました。加えて、近隣飲食店との提携による地域色のある宿泊パックや、テレワークプランの販売、シェアスペースとしての朝食会場の貸し出しなど、新たな需要の獲得に取り組んでまいりました。飲食店においては、テイクアウト販売、宴会場ではWEB会議対応設備を導入いたしました。さらに、口コミ分析ツールの導入により、お客様の要望・苦情等をリアルタイムで見える化し、迅速な改善行動に繋げる体制をつくることで、お客様満足度の向上を図りました。

コスト面においては、役員報酬の減額、賞与の減額及び不支給、従業員の他社への出向、人

員配置の見直し等、人件費の削減に取り組んだほか、家賃・保守料といった固定費も交渉により減額いただくなど、支出の抑制に努めました。また、雇用調整助成金等、国・自治体からの助成も積極的に活用してまいりました。

しかしながら、コロナ禍での需要減少に加え、緊急事態宣言下に複数ホテルの臨時休館を行ったことも影響し、当社グループにおける当連結会計年度の客室稼働率は19.5%(前期比51.3ポイント減)となりました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高4,761百万円(前期比15,024百万円の減収)、営業損失は7,056百万円(前期比8,326百万円の減益)、経常損失は7,250百万円(前期比8,468百万円の減益)、親会社株主に帰属する当期純損失は7,518百万円(前期比7,926百万円の減益)となりました。

各事業の営業概況は次のとおりであります。

#### 事業別売上高

事業名	į	売 上 高(百万円)	
	実績	前 期 比	増 減 率
ワシントンホテルプラザ事業	3,191	△6,824	△68.1%
R & B ホ テ ル 事 業	1,432	△6,777	△82.6%
名古屋国際ホテル事業	137	△1,421	△91.2%
そ の 他	0	△0	△61.9%
合 計	4,761	△15,024	△75.9%

- (注) 1. R&Bホテル名古屋駅前が2020年11月1日に開業しております。
  - 2. 名古屋国際ホテルは2020年9月30日に営業を終了しております。

# (2) 設備投資等の状況

当期において実施しました設備投資額は1,152百万円で、その主なものは新規開業しました「R&Bホテル名古屋駅前」の建物・設備、「博多中洲ワシントンホテルプラザ」のリニューアル工事及び「R&Bホテル東日本橋」のリニューアル工事などであります。

# (3) 資金調達の状況

当期の設備投資に必要な資金につきましては、金融機関からの借入れをもってまかないました。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響の長期化に備え、金融機関から7,600百万円を借入れました。

#### (4) 対処すべき課題

今後の経済情勢は、引き続き新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響に左右されるものとなり、ワクチン接種等の対策により新規感染者の発生が抑制できれば、徐々に経済活動は正常化していくものと想定されます。しかしながらホテル業界においては、観光需要は戻ることが想定されるものの、ビジネス需要の回復には懸念があり、先行きはいまだ不透明な状況です。

こうした環境の中、当社は、長期化する市場の低迷にも備えつつ、コロナ禍を乗り切り、 コロナ収束後に勝ち残ることが最重要課題であります。ローコストオペレーションや宿泊ネット会員の顧客基盤といった強みを活かしながらの対応を推進してまいります。

なお、当社の対処すべき課題は以下のとおりと認識しております。

#### ①損益分岐点を下げるための生産性の向上

長期化する市場の低迷に備え、損益分岐点の引き下げは必須であるため、当連結会計年度中に実施した家賃・管理料の減額又は変動費化を継続交渉してまいります。人件費におきましては、マルチジョブ(多能工化)の更なる促進や、最少人員配置の徹底、IT化・電子帳票化の推進等により生産性の向上に繋げてまいります。また、清掃費を引き下げるための客室清掃の内製化等に取り組んでまいります。

# ②営業セールスの強化と販売経路の拡大

コロナ禍において需要が急減している状況下では、従来型の待ちの営業スタイルではなく、少しでも需要を喚起し取り込んでいくことが不可欠であります。当社はこれまで個人客に重きを置いていたため積極的に契約を結んでこなかった国内旅行代理店や、インハウスエージェント(企業や団体が自らの組織内に設立した旅行会社)との契約拡大に向け、本年4月には販売促進チームを発足し、販売経路の拡大に努めております。

# ③「宿泊ネット」の機能進化とプラットフォーム化

当社の強みである会員プログラム「宿泊ネット」のネットワークは、加盟店も増加し本年4月末時点で合計100施設以上となっております。この強みをより磨き上げるために、ユーザーインターフェース(UI)の使い勝手を改善するなど機能を進化させてまいります。また、将来的には業界内のプラットフォームとして牽引できるようなものにしてまいります。

#### ④マーケティング分析の強化

宿泊需要を効率的に取り込んでいくためには、顧客属性を中心とした利用動向の分析や、ニーズの把握をより具体的に、詳細に行うことが重要であるため、「宿泊ネット」のデータ分析をはじめ、当社以外の各予約サイトに寄せられたお客様からの口コミ分析などを強化し、お客様のご要望やご指摘に対する改善を迅速に行ってまいります。

#### ⑤朝食商品力の強化

R&Bホテルブランドについては、フロントスタッフが毎朝焼き上げるパンや味付ゆで玉子、数種類のスープといった朝食を提供しておりますが、お客様のニーズの多様化、健康志向の上昇等により朝食内容の更なる充実が必要となってきております。本年5月からは一部の店舗で試験的にサラダの提供を開始し、ヨーグルトやグラノーラも揃えるなど充実化を図っております。

# ⑥ホテルの経年劣化及びデザインの古さによる競争力低下の改善

当社が運営するホテルの半数以上は開業後20年以上が経過しており、設備やデザインの古さが競争力の低下を招いているものと認識しております。また、昨年3月にリニューアルした高崎ワシントンホテルプラザは、コロナ禍においても客室稼働率や単価が当社グループの他ホテルよりも比較的下落を抑えることができていたこともあり、今後は優先順位をつけながら順次取り組んでまいります。なお、本年3月には博多中洲ワシントンホテルプラザとR&Bホテル東日本橋が完了しております。

# (5) 継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループは、当連結会計年度において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による多大な影響を受け、営業損失7,056百万円、親会社株主に帰属する当期純損失7,518百万円を計上する結果となりました。また、当社グループでは長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)の一部の借入契約には財務制限条項が付されており、当連結会計年度末において財務制限条項に抵触しております。このため、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象及び状況が存在しております。よって、当該事象及び状況の早期解消に向け次の対策に取り組んでまいります。

#### ①売上対策

これまで個人客に重きを置く目的で意図的に抑制してきた旅行会社への販売の方針を転換し、積極的に売上を獲得するため、本年4月に立ち上げた販売促進チームによる旅行会社との契約締結拡大をさらに推し進めてまいります。また、地元飲食店や観光名所との提携をさらに拡充することにより、宿泊とグルメ、宿泊と観光といった、宿泊だけに留まらない付加価値のついた地域色のあるパッケージ商品の品揃えを強化することで、新たな需要獲得に取り組んでまいります。さらに、本年3月に開設した法人専用窓口により法人利用の獲得にも積極的に乗り出すほか、本年5月からは喫煙可能な客室の販売価格を上げ、喫煙室特有のクロス汚れ等のメンテナンス費用を回収する取り組みも始めております。

# ②コスト削減対策

当連結会計年度において取り組んできた、家賃、管理料等の減額又は変動費化交渉は引き続き継続するとともに、人件費については本年4月から役員報酬の減額幅を更に拡大したほか、社員給与の減額も実行いたしております。また、本年4月からは鹿児島ワシントンホテルプラザにおいて、これまで外注していた客室清掃の内製化をスタートさせており、今後も他事業所に拡大してまいります。この清掃内製化は、コスト削減に寄与すると同時に、ややもすると他人任せであった意識を変革し、品質を向上させることも意図しております。

#### ③資金対策

上記記載の財務制限条項への抵触については、借入先の金融機関より期限の利益の喪失 を請求する権利を放棄することについて承諾いただいております。

現状の資金面に関しましては、当連結会計年度において安定的な資金確保として新たに総額90億円の借入契約を行い、うち未実行残高として20億円を確保しており、また当連結会計年度末において28億72百万円の現金及び預金を有しているため、当面の資金繰り上の懸念はありません。

さらに、従前より取引金融機関からの継続的な支援協力を得ており、今後も継続した支援の意向をいただいております。加えて追加資金対策として、政府系金融機関に対し資本性劣後ローンの借入を申請中であり、早期に実行いただけるよう努めてまいります。今後も、より一層の財務基盤の安定化に向けて柔軟に対応してまいります。

#### 4)その他

一部のホテルにおいて、新型コロナウイルス感染症の軽症者等の療養施設としての一棟貸しを開始いたしました。本年5月14日より博多中洲ワシントンホテルプラザが、同5月19日より奈良ワシントンホテルプラザが対象となっております。

これらの対策により、事業面及び財務面における安定性は十分に確保されているものと考えており、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

# (6) 企業集団の財産及び指益の状況の推移

	X	分	第57期 2018年3月期	第58期 2019年3月期	第59期 2020年3月期	第60期 (当連結会計年度) 2021年3月期
売	上	高(百万円)	21,417	21,410	19,786	4,761
経常利	益又は経常	損失 (△) (百万円)	3,009	2,836	1,218	△7,250
		する当期純利益又は	1,912	1,704	408	△7,518
1 株当	当たり 🗎 作り当期	当期純利益又は 純損失 (△) (円)	189.49	168.81	37.06	△621.36
純	資	産(百万円)	10,110	11,729	14,445	6,604
総	資	産(百万円)	22,391	25,131	26,684	27,024

(注) 当社では、第58期より連結計算書類を作成しております。なお、第57期につきましては連結財務諸表 を作成しておりますので、参考までに当該数値を掲載しております。

# (7) 当社の財産及び損益の状況の推移

	区	分	第57期 2018年3月期	第58期 2019年3月期	第59期 2020年3月期	第60期 (当事業年度) 2021年3月期
売	上	高(百万円)	19,556	19,709	18,306	4,666
経常利	益又は経常	損失 (△) (百万円)	2,949	2,857	1,315	△6,839
当期純利	川益又は当期	純損失 (△) (百万円)	1,873	1,940	443	△7,518
	当 た り 🗎 たり当期	当期純利益又は 純損失 (△) (円)	185.62	192.18	40.29	△621.36
純	資	産(百万円)	9,839	11,694	14,445	6,604
総	資	産(百万円)	21,780	24,931	26,528	27,024

# (8) 重要な子会社の状況

会	社	名	資	本	金	当社の出資比率	主	な事	業内	容
名古屋国	関際ホテル樽	株式 会 社		10	百万円	100.00%	ホ	テ	ル	業

<sup>(</sup>注) 名古屋国際ホテル株式会社は、2020年11月30日付で解散し、2021年4月30日付で清算結了しております。

# (9) 主要な事業内容(2021年3月31日現在)

当社グループは、「ワシントンホテルプラザ」、「R&Bホテル」の2ブランドのホテル事業を主たるサービスとし、宿泊・レストラン・宴会等の業務を行っております。

# (10) 主要な事業所(2021年3月31日現在)

本社	名古屋市千種区内山三丁目	
事業所	ワシントンホテルプラザ事業	新大阪ワシントンホテルプラザ(大阪市淀川区西中島五丁目) 他17事業所
<del>学</del> 未が  	R&Bホテル事業	R & B ホテル名古屋新幹線口(名古屋市中村区則武二丁目) 他24事業所

<sup>(</sup>注) 名古屋国際ホテルは2020年9月30日に営業を終了しております。

#### **(11) 従業員の状況** (2021年3月31日現在)

従	業	員	数	前連結会計年度末比 増 減	平	均	年	龄	匀 勤	続	年	数
	40	)5名		33名減		37	.9歳		Ç	.6年		

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、他社への出向者(11名)は含んでおりません。
  - 2. 上記のほかにパートタイマー196名(1日8時間換算による期中平均人員)を雇用しております。
  - 3. 連結子会社である名古屋国際ホテル株式会社は、2020年11月30日付で解散しておりますので、上記数値に反映しておりません。

# (12) 主要な借入先(2021年3月31日現在)

	借入先		借入額
株	式会社三菱UFJ銀	行	8,413,678千円
株	式会社みずほ銀	行	3,544,731千円
株	式 会 社 商 工 組 合 中 央 金	庫	829,200千円
株	式 会 社 三 井 住 友 銀	行	827,612千円
農	林 中 央 金	庫	691,820千円

(注) 上記の借入金残高には、株式会社三菱UFJ銀行をアレンジャー兼エージェント、株式会社みずほ銀行をコ・アレンジャーとする金融機関10社によるシンジケートローンの残高1,440百万円の一部及び株式会社三菱UFJ銀行をアレンジャー兼エージェント、株式会社みずほ銀行をコ・アレンジャーとする金融機関4社によるシンジケートローンの残高3,500百万円の一部が含まれております。

# 2. 会社の株式に関する事項(2021年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数

40,000,000株

(2) 発行済株式の総数

12,165,150株(自己株式4,850株を除く)

(3) 株主数

5,024名

(4) 大株主(上位10名)

株 主 名						持株数	持株比率		
株	式		会	社	丸	J	栄	株 1,433,520	11.78
藤	$\blacksquare$	観	光	株	式	会	社	917,880	7.55
株	式	会社	t 2	古	屋	銀	行	503,000	4.13
株	式	会社	Ł д	ч <u>д"</u>	ほ	銀	行	503,000	4.13
株	式 会	社	三 菱	U	F J	銀	行	503,000	4.13
$\Box$	本 生	命	保	険 柞	亘	会	社	495,000	4.07
明	治 安	田生	命	保 険	相	豆 会	社	440,000	3.62
株	式 会 社	日本た	スト	ディ的	银行 (	信託		354,800	2.92
株	式	会社	上 近	藤	紡	績	所	316,800	2.60
今				年			明	302,500	2.49

- (注) 1. 持株数が同数の株主については、五十音順に記載しております。
  - 2. 持株比率は自己株式(4,850株)を控除して計算しております。
  - 3. 自己株式には、株式会社日本カストディ銀行(信託口)が保有する当社株式109,800株(取締役向け株式交付信託)は含めておりません。

# 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役の氏名等(2021年3月31日現在)

地		位	氏	名	担当及び重要な兼職の状況
取締役	社長(代表耳	(又締役)	内田	和男	社 長 執 行 役 員
取	締	役	長谷川	太	常務 執 行 役 員 兼 ワシントンホテルプラザ事業部事業部長
取	締	役	三沢	聡	執 行 役 員 兼 事 業 開 発 部 部 長
取	締	役	森	良一	執行役員兼経理財務部部長
取	締	役	井戸川	学	執 行 役 員 兼     新大阪ワシントンホテルプラザ総支配人
取	締	役	田中	良佐	執行役員兼R&Bホテル事業部事業部長
取	締	役	小県	昌彦	株式会社丸栄代表取締役社長興和紡株式会社社外監査役
取締役	(常勤監査等	等委員)	宮本	康司	
取締	役(監査等	委員)	市原	新吾	
取締	没(監査等	委員)	小島	浩司	監査法人東海会計社代表社員朝日興業株式会社社外監査役協和ケミカル株式会社社外監査役株式会社ヤガミ社外取締役(監査等委員)

- (注) 1. 常務取締役浜□邦久氏、取締役島光二氏及び取締役(常勤監査等委員)国分宣昭氏は、2020年6月 26日開催の第59回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。
  - 2. 井戸川学氏及び田中良佐氏は、2020年6月26日開催の第59回定時株主総会において、取締役に新たに選任され就任いたしました。
  - 3. 小県昌彦氏、市原新吾氏及び小島浩司氏は、社外取締役であります。
  - 4. 小島浩司氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
  - 5. 当社は、監査等委員会の監査・監督機能を強化し、取締役(監査等委員を除く)からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、宮本康司氏を常勤の監査等委員として選定しております。
  - 6. 市原新吾、小島浩司の両氏につきましては、東京証券取引所及び名古屋証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

# (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)とは、会社法第427条第1項の 規定に基づき、法令で定める額を限度として、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定 する契約を締結しております。

# (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、取締役全員を対象として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金及び争訴費用等の損害を補填することとしております。

### (4) 取締役の報酬等に関する事項

①役員の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社は役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定め、2021年2月12日 開催の取締役会において決議いたしました。役員の報酬等につきましては、外部調査機関による役員報酬調査データにて、当社と規模や業種・業態の類似する企業の水準を確認したうえで、当社の経営状況、従業員給与等との均衡を総合的に勘案して決定することとし、当該方針に基づき、株主総会の決議を経て、役員の報酬総額の上限を定めており、その範囲内で支給することとしております。

当社の役員報酬等に関する株主総会の決議年月日は2018年6月27日であり、決議の内容は監査等委員である取締役を除く取締役の年間報酬総額の上限を1億5千万円(うち、社外取締役は2千万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。当該定時株主総会終結時点の員数は8名。)、監査等委員である取締役の年間報酬総額の上限を3千万円以内(当該定時株主総会終結時点の員数は3名。)とするものであります。

社外取締役及び監査等委員である取締役を除く取締役の報酬については、a. 基本報酬、b. 短期インセンティブ報酬としての賞与、c. 長期インセンティブ報酬としての株式報酬から構成することとし、毎期の持続的な業績改善に加えて、中長期的な成長を動機づける設計としています。各報酬要素の概要は次のとおりです。

# a. 基本報酬

取締役としての役割と役位に応じて金額を決定し、月額固定報酬として支給します。

# b. 短期インセンティブ報酬としての賞与

賞与支給率が100%のときの賞与額は、基本報酬の概ね20%~40%の範囲であり、 株主総会後に金銭で支給します。

賞与支給率の算定にあたっては、以下の指標に応じて0%~200%の範囲で決定します。

- ・ 売上高及び利益の単年度目標に対する達成度
- ・ 売上高及び利益の前年度実績からの改善度
- ・ 各取締役個人の会社貢献度

但し、当期純利益が赤字の場合、当該年度の賞与は不支給とします。

#### c. 長期インセンティブ報酬としての株式報酬

当社取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価変動による利益・リスクを株主と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

株主総会の決議を経て定められた上限額とは別枠で、当社が金銭を拠出することにより設定する信託が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付されるものであります。なお、株式報酬は、基本報酬の概ね20%~50%の範囲であり、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時であります。

なお、株式報酬等の額、内容は以下のとおりであります。

	202	3.7 (6).7 & 9 0
1	本制度の対象者	当社取締役(社外取締役及び監査等委員 である取締役を除く。)
	対象期間	第59回定時株主総会終結日から2025年 6月の定時株主総会終結の日まで
/\	ロの対象期間において、イの対象者に交付するために必要な当社株式の取得資金 として当社が拠出する金銭の上限	合計金120百万円
=	当社株式の取得方法	自己株式の処分による方法又は取引所市場(立会外取引を含む。)から取得する方法
ホ	イの対象者に付与されるポイント総数の 上限	1事業年度あたり60,000ポイント
^	ポイント付与基準	役位等に応じたポイントを付与
	イの対象者に対する当社株式の交付時期	原則として退任時

当事業年度における監査等委員である取締役を除く取締役の報酬については、2020年6月26日開催の取締役会において、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、代表取締役社長内田和男に個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしております。

権限を委任した理由といたしましては、当社全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役の評価を 行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。 報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由といたしましては、経営状態の悪化等を考慮したうえで常勤取締役については減額支給とするなど、決定方針に沿うものであると判断いたしました。なお、経営状態が改善しない中、2020年12月14日開催の取締役会においてさらなる減額を行っており、こちらにつきましても決定方針に沿うものであると判断しております。

監査等委員である取締役の報酬については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

業務執行から独立した立場である社外取締役及び監査等委員である取締役の報酬は、月額固定報酬のみとしております。

基本報酬・賞与・株式報酬の構成比は、賞与100%支給時を前提として、概ね7~6対2~1対3~1の範囲となります。

なお、取締役については、退職慰労金の制度はありません。

#### ②当事業年度に係る取締役の報酬等の総額及び員数

(A) P. C. (A)	報酬等の	報酬等の	対象となる		
役員区分	総額	基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	役員の員数 (人)
取締役(監査等委員を除く)	57,466	39,866	8,000	9,600	9
(うち社外取締役)	(2,574)	(2,574)	(-)	(-)	(1)
取締役(監査等委員)	13,092	13,092	_	_	4
(うち社外取締役)	(5,850)	(5,850)	(-)	(-)	(2)

- (注) 1. 上記の取締役(監査等委員を除く)支給人員には、2020年6月26日開催の第59回定時株主総会終 結の時をもって退任した取締役(監査等委員を除く)2名を含んでおります。
  - 2. 上記の取締役(監査等委員)支給人員には、2020年6月26日開催の第59回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役(監査等委員)1名を含んでおります。
  - 3. 業績連動報酬等として取締役(監査等委員及び社外取締役を除く)に対して賞与を支給しております。
  - 4. 非金銭報酬等は、株式報酬制度に基づく当事業年度における費用計上額を記載しております。
  - 5. 上記のほか、2020年6月26日開催の第59回定時株主総会の決議に基づき、役員退職慰労金を退任 取締役2名に対し18,431千円支給しております。

# (5) 社外取締役に関する事項

- ① 取締役 小県昌彦
  - ア. 重要な兼職先と当社との関係

当社の主要株主である株式会社丸栄の代表取締役社長であります。 興和紡株式会社の社外監査役であります。なお、同社と当社との間には特別

興和紡株式会社の社外監査役であります。なお、同社と当社との間には特別な関係は ありません。

- イ. 当事業年度における主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要 当事業年度開催の取締役会15回中12回に出席しております。事業法人の経営者とし ての豊富な経験及び見識に基づき、経営全般に対し有益な発言を適宜行っており、当社 のコーポレート・ガバナンス強化のため、監督、助言などの適切な役割を果たしており ます。
- ② 取締役(監査等委員) 市原新吾
  - ア. 重要な兼職先と当社との関係 該当事項はありません。
  - イ. 当事業年度における主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要 当事業年度開催の取締役会15回全て、また監査等委員会14回全てに出席しております。事業法人の経営者としての豊富な経験及び見識に基づき、経営全般に対し有益な発言を適宜行っており、当社のコーポレート・ガバナンス強化のため、監督、助言などの適切な役割を果たしております。
- ③ 取締役(監査等委員) 小鳥浩司
  - ア. 重要な兼職先と当社との関係

監査法人東海会計社の代表社員であります。

朝日興業株式会社の社外監査役であります。

協和ケミカル株式会社の社外監査役であります。

株式会社ヤガミの社外取締役(監査等委員)であります。

なお、いずれも当社との間には特別な関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要 当事業年度開催の取締役会15回全て、また監査等委員会14回全てに出席しております。公認会計士としての豊富な経験及び見識に基づき、経理・財務面を中心にガバナンスの適正性・妥当性を確保するための発言を適宜行っており、当社のコーポレート・ガバナンス強化のため、監督、助言などの適切な役割を果たしております。

# 4. 会計監査人に関する事項

#### (1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

#### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	31,000千円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の 合計額	31,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査 の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る 会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
  - 2. 監査等委員会は、会計監査人の監査契約の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

# (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会社法第340条第1項各号に定める事由に該当することなどにより計算関係書類の監査に 重大な支障が生じることが合理的に予想されるときは、監査等委員会は、全員の同意をもって会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の職務遂行体制、監査能力、専門性等が当社にとって不十分であると判断したとき、又は会計監査人を交代することにより当社にとってより適切な監査体制の整備が可能であると判断したときは、監査等委員会は、会計監査人の不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

# 5. 会社の体制及び方針

#### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、内部統制システムの構築に係る基本方針を以下のとおり定めております。

- ① 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ア. 法令及び定款、社会規範・倫理の遵守とその意識の向上が重要であることを認識し、 「経営理念」、「自主行動基準」ほか必要な諸規程を定め、必要な諸規程については子会 社にも適用し、本体制の整備と適切な運営に努める。また、必要に応じ弁護士や会計士 等外部の専門家に助言を求めたうえで、諸規程の制定や改廃を行う。
  - イ. 取締役は、業務執行状況を原則として毎月開催する取締役会に報告して情報共有化及び 意見交換をすることにより、取締役会による取締役の職務執行の監督を充実させる。
  - ウ. 監査等委員会は、定期的、随時に取締役(監査等委員である取締役を除く)の職務執行につき法令及び定款に違反する重大な事実がないか、また取締役会等の経営判断につき取締役(監査等委員である取締役を除く)の善管注意義務・忠実義務の観点から不当な点がないかを監査する。
  - エ. 取締役社長を委員長とするリスク管理・コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する啓蒙・推進活動及びコンプライアンス体制の運営・監視に努める。
  - オ. 内部監査部門として各機関から独立した監査室を置き、「内部監査規程」に基づき当社 及び子会社の各業務執行部門を対象に定期的に監査を行い、取締役社長、監査等委員会 にその結果を報告する。
  - カ. 法令及び定款、社会規範・企業倫理に反する行為等を早期に発見し是正するため、当社 及び子会社の全使用人を対象に、通報者の保護を徹底した通報窓口を設置し、この充実 を図る。
- ② 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ア. 取締役会及び経営会議の意思決定に係る情報、取締役社長決裁その他「職務権限規程」「稟議規程」に基づき決裁された重要な情報については、法令若しくは「文書管理規程」に則り適切かつ検索性の高い状態で保存・管理することとし、必要な期間閲覧可能な状態を維持する体制を整備する。その他の重要文書についても、同規程に則り、閲覧、謄写可能な状態で各主管部門が管理・保管する。
  - イ.「個人情報管理規程」「機密情報管理規程」「情報システム管理規程」を整備し、重要な 情報の安全性を確保する。

- ③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制 損失の危険の管理が経営の重要課題であることを認識し、「コンプライアンス規程」を整備 し、個々のリスクについての管理責任者を定め同規程に従ったリスク管理体制を構築する。
- ④ 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 「職務権限規程」「稟議規程」によって取締役の職務権限と担当業務を明確にし、機関相互 の適切な役割分担と連携を図ることによって効率化を推進する。
- ⑤ 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - ア. 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制 当社業務執行役員は、子会社の取締役より、子会社の職務執行及び業務の状況について 定期的に報告を受ける。
  - イ. 当社子会社管理

「関係会社管理規程」を制定し、当社総務人事部を当社子会社管理の主管部門として、 関係部署と協力しながら以下の事項について当社子会社の管理を行う。

- (1)当社子会社の経営状況の把握
- (2)当社子会社における内部統制システムの整備・運用
- (3)当社子会社の重要なリスクの把握
- ⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人(以下、「監査補助者」という。)を置くことを 求めた場合における監査補助者に関する事項、監査補助者の取締役(監査等委員である取締 役を除く)からの独立性確保及び監査等委員会の監査補助者に対する指示の実効性確保に関 する事項
  - ア. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、当社の使用人の中から専任の監査補助者を任命する。
  - イ. 監査補助者の業務遂行に関しては、取締役(監査等委員である取締役を除く)及び使用 人から指揮命令を受けないものとする。また、監査等委員会及び監査等委員の職務に関 し、監査補助者の任命・異動・評価等、人事に関する事項の決定には、監査等委員会の 同意を必要とする。
  - ウ. 監査等委員会は、監査補助者より、業務の状況について定期的に報告を受ける。

- ⑦ 当社取締役(監査等委員である取締役を除く)及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査 役及び使用人が当社監査等委員会への報告をするための体制、その他の監査等委員会への報 告に関する体制及び監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - ア. 代表取締役と監査等委員会とは、信頼関係の構築と相互の意思疎通を図るため定期的な会合をもつ。
  - イ. 当社及び子会社の取締役(監査等委員である取締役を除く)及び使用人並びに子会社の 監査役は、監査等委員会の求めに応じて当社の業務執行状況について報告する。
  - ウ. 当社及び子会社の取締役(監査等委員である取締役を除く)及び使用人並びに子会社の 監査役は、当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は直 ちに監査等委員会に報告する。
  - エ. 監査等委員の職務の適切な遂行のため監査等委員会が求めた場合には、外部専門家との 連携を図れる環境を整備する。
  - オ. 当社及び子会社は、監査等委員が経営に関する重要な会議に出席し、取締役(監査等委員である取締役を除く)等から職務の執行状況の報告を受けること、及び重要な書類を閲覧し、経営情報をはじめとする各種の情報を取得することができる体制を整備する。
- ⑧ 前項の報告者が報告を理由として不利益な取り扱いを受けないことを確保するための体制 監査等委員会に報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを 行うことを禁止し、その旨を規程等に定める。
- ⑨ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項 監査等委員会及び監査等委員の職務執行によって生じた費用又は債務につき、当該職務執行に必要でないことが証明された場合を除き、監査等委員の請求等に従い円滑に処理する。

# (業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

- ① 当社の取締役会は10名(うち、社外取締役3名)で構成されており、当事業年度中に15回開催され、業務執行状況の報告が適切に行われるとともに重要事項の審議・決議を行っております。
- ② 当社の監査等委員会は3名(うち、社外取締役2名)で構成されており、当事業年度中に14回開催され、業務監査の内容に関する議論や会計監査人との協議を行っております。
- ③ 内部監査部門としての監査室による組織及び業務の内部監査については、予定していた 51部門(事業所42部門、関係会社1部門、本社本部8部門)全てにおいて当事業年度中 に完了し、経営者に対する報告会をその都度行っております。併せて、関連する部門に対するフィードバックも実施しております。
- ④ 代表取締役と監査等委員長は、取締役会(当事業年度中15回)及び意見交換会(当事業年度中5回)などで、定期的な会合を行っております。
- ⑤ リスク管理・コンプライアンス委員会を当事業年度中に4回開催し、当社の潜在的なリスクを洗い出し、対応及び改善を行っております。

# (2) 剰余金の配当等の決定に関する方針

剰余金の配当については、各事業年度の業績を勘案し、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ安定的な配当を行うことを目標にすることを基本方針としております。

<sup>(</sup>注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

			(単位:十円)_
科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,424,100	流動負債	9,981,957
現 金 及 び 預 金	2,872,267	買 掛 金	67,787
売 掛 金	284,229	短期借入金	7,061,000
原材料及び貯蔵品	30,351	1年内返済予定の長期借入金	1,119,864
そ の 他	1,237,253	リース債務	42,679
固定資産	22,599,969	未 払 金	1,305,605
有 形 固 定 資 産	17,579,168	賞 与 引 当 金	15,134
建物	10,036,948	株式報酬引当金	9,600
		ポイント引当金	110,215
土 地	5,564,875	その他	250,071
リース資産	1,643,930	固定負債	10,437,960
人 人 兵 庄	1,043,330	長期借入金	7,374,358
建設仮勘定	29,293	リース債務	1,977,381
	204404	繰延税金負債	250,018
その他	304,121	再評価に係る繰延税金負債	375
無形固定資産	138,873	未使用商品券等引当金	17,941
***************************************	130,073	資産除去債務	434,468
ソフトウエア	100,991	その他	383,417
その他	27.002	負債合計	20,419,917
その他	37,882	(純資産の部)	7 504 000
投資その他の資産	4,881,927	株主資本	7,586,090
	,,.	資 本 金	1,349,161
投資有価証券	78,390	資本剰余金	5,922,713
学 1 /P 証 合	4721 [42	利益剰余金	400,592
差 入 保 証 金	4,731,543	自己株式	△86,377
長期貸付金	540	その他の包括利益累計額	△981,937
		その他有価証券評価差額金	△29,083
そ の 他	91,103	繰延ヘッジ損益	△7,448
445 /FIL 7 1 1/4 A	. 10 650	土地再評価差額金	△945,405
<u>貸 倒 引 当 金</u> <b>資 産 合 計</b>	△19,650 <b>27,024,070</b>	純 資 産 合 計 負債及び純資産合計	6,604,152 27,024,070
具 圧 口 引	Z/,UZ4,U/U	只良及り代見圧ロ引	27,024,070

<sup>(</sup>注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(2020年4月1日から) 2021年3月31日まで)

科目	
I 売 上 高	4,761,970
□ □ 売 上 原 価	11,124,487
売 上 総 損 失	6,362,516
Ⅲ 販売費及び一般管理費	694,181
営 業 損 失	7,056,697
Ⅳ 営 業 外 収 益	
受取利息及び配当金	472
受 取 手 数 料	10,975
受 取 保 険 料	21,221
賞 与 引 当 金 戻 入 額	65,980
新型コロナウイルス感染症による助成金収入	77,866
そ の 他	23,677 200,194
Ⅴ 営 業 外 費 用	
支 払 利 息	160,973
支 払 手 数 料	219,347
そ の 他	13,806 394,128
経常損失	7,250,631
VI 特 別 利 益	272 420
雇 用 調 整 助 成 金	373,429 373,429
	4,315
投資有価証券売却損	1,625
減損損失	93,609
コロナ感染症臨時休業損失	241,834
そ の 他	100 341,484
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失	7,218,686
法人税、住民税及び事業税	39,172
法人税等調整額	260,601 299,773
当期純損失	7,518,460
親会社株主に帰属する当期純損失	7,518,460

<sup>(</sup>注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2021年3月31日現在)

科目	金 額	科目	金額
(資産の部)	並 鉙	(負債の部)	並 鉙
流動資産	4,424,139	流動負債	9,981,957
現金及び預金	2,828,634	買 掛 金	67,787
売 掛 金	284,229	短期借入金	7,061,000
原材料及び貯蔵品	30,351	1年内返済予定の長期借入金リース 債 務	1,119,864
		リース債務 未払金	42,679 1,305,605
前払費用	450,283	未払費用	122,614
関係会社立替金	364,375	賞 与 引 当 金	15,134
その他	787,068	株式報酬引当金	9,600
貸 倒 引 当 金	△320,803	ポイント引当金 そ の 他	110,215
固定資産	22,599,969	そ の 他 <b>固 定 負 債</b>	127,457 <b>10,437,960</b>
有 形 固 定 資 産	17,579,168	長期借入金	7,374,358
建物	9,920,147	長期未払金	303,539
工具、器具及び備品	290,645	リース債務	1,977,381
土地	5,564,875	繰延税金負債 再評価に係る繰延税金負債	250,018 375
リース資産	1,643,930	未使用商品券等引当金	17,941
建設仮勘定	29,293	資産除去債務	434,468
と		そっの。他	79,878
	130,275	負債合計 (純資産の部)	20,419,917
無形固定資産	138,873	(純 資 産 の 部)  株 主 資 本	7,586,128
電話加入権	21,047	資本金	1,349,161
ソフトウエア	100,991	資本剰余金	5,916,994
その他	16,834	資本準備金	3,754,161
投資その他の資産	4,881,927	その他資本剰余金 <b>利 益 剰 余 金</b>	2,162,833
投資有価証券	78,390	<b>利益剰余金</b>   その他利益剰余金	<b>406,349</b> 406,349
関係会社株式	0	固定資産圧縮積立金	281,966
長期前払費用	67,431	繰越利益剰余金	124,383
差入保証金	4,731,543	│ 自 己 株 式 │ 評価・換算差額等	△86,377 △981,937
長期貸付金	540	計画・投昇左領寺   その他有価証券評価差額金	$\triangle$ 961,937 $\triangle$ 29,083
その他	23,671	土地再評価差額金	△945,405
貸倒引当金	△19,650	繰延へッジ損益 ない 変い 森 一	△7,448
資産合計	27,024,108	│ <u>純 資 産 合 計</u> │ 負債及び純資産合計	6,604,191 27,024,108
		只良及り代見圧ロ引	کر, برک <del>ن</del> , ۱۵۵

<sup>(</sup>注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(2020年4月1日から) 2021年3月31日まで)

科目	金額
I 売 上 高	4,666,634
Ⅱ 売 上 原 価	10,605,410
売 上 総 損 失	5,938,776
Ⅲ 販売費及び一般管理費	694,181
営 業 損 失	6,632,957
Ⅳ 営 業 外 収 益	
受取利息及び配当金	466
受 取 手 数 料	10,975
受 取 保 険 料	21,221
賞 与 引 当 金 戻 入 額	60,458
新型コロナウイルス感染症による助成金収入	77,866
そ の 他	13,244 184,232
V 営 業 外 費 用	
支 払 利 息	160,973
支 払 手 数 料	219,347
そ の 他	10,087 390,409
経 常 損 失	6,839,133
VI 特 别	
雇用調整助成金	341,159 341,159
₩ 特別 損 失	4.245
固定資産除却損	4,315
投資有価証券売却損	1,625
関係会社株式評価損	57,817
減 損 損 失	93,609
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	320,803
コロナ感染症臨時休業損失	241,834
そ の 他	100 720,105
税引前当期純損失	7,218,079
法人税、住民税及び事業税	38,876
法人税等調整額	261,466 300,342
当期 純損 失	7,518,422

<sup>(</sup>注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

# 独立監査人の監査報告書

2021年5月31日

ワシントンホテル株式会社 取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 大好 慧 印 第 務 執 行 社 員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ワシントンホテル株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ワシントンホテル株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の 基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監 査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、 監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切 な監査証拠を入手したと判断している。

#### 強調事項

追加情報(新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り)に記載のとおり、会社は新型コロナウイルス感染症についての事業への影響が2022年3月期以降も一定期間にわたり継続するとの仮定を置いて会計上の見積りを行っている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を 作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作 成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。 連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の 基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積り の合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な 監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。 監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部 統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について 報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書

# 独立監査人の監査報告書

2021年5月31日

ワシントンホテル株式会社 取締役会 御中

#### 太陽有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 健文 ⑤ 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大好 慧 卸業 務 執 行 社 員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ワシントンホテル株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第60期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の 基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査 法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのそ の他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手 したと判断している。

#### 強調事項

追加情報(新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積り)に記載のとおり、会社は新型コロナウイルス感染症についての事業への影響が2022年3月期以降も一定期間にわたり継続するとの仮定を置いて会計上の見積りを行っている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

# 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部 統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積り の合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査 証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性 が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査 報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等 の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。 監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、 企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部 統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について 報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。 以 上

# 監査等委員会の監査報告書

#### 

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第60期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また子会社の名古屋国際ホテル株式会社においても、必要に応じて営業会議に出席し、事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及び附属明細書の監査結果 会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月31日

ワシントンホテル株式会社 監査等委員会

監査等委員 宮本 康司 印

監査等委員 市原 新吾 ⑪

監査等委員 小島 浩司 🗓

(注) 監査等委員 市原新吾及び小島浩司は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

〈メーモー欄〉		

⟨.	メモ	欄〉				

⟨.	メモ	欄〉				

### 株主総会会場ご案内図

**会** 場 名古屋市東区葵三丁目16番16号 ホテル メルパルクNAGOYA (会場が昨年と異なりますのでご注意ください。)

交通機関 地下鉄(東山線)千種駅下車(1番出口)西へ徒歩約1分 地下鉄(桜通線)車道駅下車(3番出口)南へ徒歩約5分 J R (中央線) 千種駅下車 西へ徒歩約5分

\*当日は駐車場のご用意ができませんので、公共交通機関をご利用 くださいますようお願い申し上げます。







